

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し 国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である

宮 MIYABITO
びと

公益社団法人 宇都宮法人会

■ CONTENTS

社会貢献事業	2
[上三川支部]	
法人会広報看板改修事業	3
税制改正のあらまし	4
新会員紹介	6
企業紹介	8
青年部会	10
女性部会	11
宇都宮税務署からのお知らせ	12
税の百人一首	13
税理士会	14
医師が語る健康のお話	15
会員の声、事業予定	16

表紙写真：青梅
写真提供：小杉 恵子（広報副委員長）

福祉施設へ備品寄贈

寄贈日 令和3年2月17日(水)

社会貢献活動委員会は、10月21日に宇都宮カンツリークラブで開催した「チャリティゴルフ大会」の浄財を含めたチャリティ基金から、宇都宮市内の福祉施設4カ所へそれぞれ備品を寄贈した。

なお、寄贈先については、宇都宮市役所障がい福祉課を通し、寄付希望施設を募り、応募のあった施設の中から、委員会で贈呈先を選定している。

(株)さい
就労継続支援B型事業所 元気



中古パソコン
5台



社会福祉法人河内四つ葉会
グーフォ・かわち



会議イス
10脚



ふるさとファーム(株)
ユーファームふるさと事業所



折りたたみイス
24脚



特定非営利活動法人マロニエハウス会
在宅重度心身障がい者医療的ケア・デイケア
支援事業施設 マロニエハウス



全自動洗濯機
1台





法人会広報看板改修事業

■コロナ禍中の支部事業

令和二年度は「新型コロナウイルス感染症」に対する「緊急事態宣言」で始まり、予定されていた支部事業の幾つかは中止を余儀なくされてしまいました。

年度後半の九月に開催された正副支部長会議の席上、『予定された事業は中止せざるを得ないが、その予算を、数年来の懸案であった「法人会広報看板の改修」に当てたら如何』との意見が提案され、全員賛成で、事業に取り組むことになりました。



←旧看板

上三川町役場西側駐車場に設置されている看板は、写真のように、十四～五年前に作られたもので、風雪・太陽光に晒されて、文字が読みにくくなっていました。

作り替えるにあたって、『中学生から税の標語を募集しよう』との提案を受け、町内中学校三校の三年生に募集依頼をしました。



結果、本郷中学校様より61作品、上三川中学校様より108作品、明治中学校様より90作品、総数259作品の応募を戴き、支部役員による選考の結果、下記の作品が、大賞・入選に選定されました。

←新看板



本郷中学校

大賞

・納税を 理解してこそ 活きる税

入選

- ・税金を 納めて支える みんなの未来
- ・納めよう税 支え合おう税 豊かな暮らし つくる税
- ・納税で 豊かな暮らし 明るい未来
- ・生活を支える 大事な税金 未来のために納めよう
- ・私達の納めた税で 住みよい社会を つくり出す
- ・納税で 日本の社会を支えよう 光輝く未来のために

柳 楓 夏

上三川中学校

大賞

・税金は 未来を支える 大事な力

入選

- ・健康・安全 税金を支える 私たちの暮らし
- ・税金を 正しく納めて 良い社会
- ・税金で 明るい未来が つくられる
- ・人々の暮らしを良くする税金 ちゃんと納めなさい

井 澤 愛 道

明治中学校

大賞

・学ぼう、知ろう、納めよう。国をささえる 税のこと

入選

- ・明るい未来 皆を支える 大事な税金
- ・納税は 住みよい町を つくるため
- ・私たちの 税金で作ろう 暮らしやすい町並みを
- ・税金は くらしを支える 大切な物
- ・税金は この世を支える 大切なもの

道 瀬 明 香 里

海老根 美 羽
大塚 楓 芽
黒須 彩 加
山田 寛 翔
西田 梓 紗

禍福はあざなえる縄のごとし。

ました。

単年度の費用から少しずつ積み立てをして、看板改修費に充てようと企画して数年が経過し、全く積み立てが出来ないでいた中、コロナ禍だからこそ出来た事業であり

作品募集にご協力頂いた上三川町教育委員会、各中学校の校長先生を始めとする関係各位に誌面をお借りして御礼申し上げます。

(上三川支部長 竹末次夫)

(順不同・敬称略)

③ 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

人材確保等促進税制について、新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促進する観点から、2年間の時限措置として、新規雇用者に対する給与を2%以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の増加額の15%を税額控除できる措置に見直されます。

また、事業変革に向けた人材投資（教育訓練費）を増加させた企業に対しては、税額控除率が5%上乗せされます。

適用時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

④ 自社株式を対価としたM&Aに係る税制上の措置の創設

会社法の見直しにより新たに創設された「株式交付制度」を活用し、買収会社の自社株式等を対価とするM&Aに係る対象会社株主に対する課税については、譲渡した対象会社株式に係る譲渡損益課税の繰延べを認める措置が創設されます。

適用時期

令和3年4月1日以後に譲渡した対象株式会社に係る譲渡損益課税について適用されます。

3 グリーン社会の実現

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制措置の創設

「2050年カーボンニュートラル」の目標達成に向け、産業競争力強化法を改正し、同法に定める中長期環境適応計画（仮称）に従って導入される①脱炭素化を加速する製品を生産する設備や、②生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備の導入投資等について、税額控除（10%・5%）又は特別償却（50%）ができる措置が創設されます。

※ 税額控除の上限は、DX投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%となります。

適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、同法の中長期環境適応生産性向上設備（仮称）等の取得等をした場合に適用されます。

II 所得税関係

退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、退職所得金額の「2分の1課税」を適用しないこととされていますが、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないように見直されます。

【退職所得課税の見直し（2分の1課税の適用関係）】

勤続年数	従業員		役員等
	退職所得控除後の残額		
	300万円以下の部分	300万円超の部分	—
5年以下	適用あり	（現行）適用あり （改正案）適用なし	適用なし
5年超		適用あり	適用あり

適用時期

令和4年分以後の所得税に適用されます。

III 資産税関係

① 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度の見直し

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度については、後継者役員要件を見直し、次の場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前に特例認定承継会社の役員でないときでも、同制度の適用を受けることができるようになります。

- ① 被相続人が70歳未満（現行：60歳未満）で死亡した場合
- ② 後継者が中小企業における経営承継円滑化に関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合

適用時期

令和3年4月1日以後の相続について適用されます。

② 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し及び延長

直系尊属から教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、節税的な利用を防止する観点から、以下の見直しを行った上で、それぞれ適用期限が2年間延長されます。

① 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置
贈与者死亡時の残高（現行：死亡前3年以内の贈与に係る残高）を、その死亡の日までの年数にかかわらず相続財産に加算（受贈者が、23歳未満、学校等に在学中、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除きます）するよう見直されます。

また、受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用するよう見直されます。

② 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置
受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用するよう見直されます。また、受贈者の年齢要件の下限が18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げられます。

適用時期

令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

ただし、①、②の改正は、令和3年4月1日以後の贈与について、②の受贈者の年齢要件は、令和4年4月1日以後の贈与について適用されます。

IV その他

国税関係書類における押印義務の見直し

納税環境のデジタル化を推進する観点から、税務署長等に提出する国税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについては、原則、押印義務が廃止されます。

ただし、現行、実印による押印・印鑑証明書の添付を求めている国税関係書類については、引き続き押印・印鑑証明書の添付が求められます。

【国税関係書類における押印義務の見直し】

	国税関係書類	押印
原則	全般（確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書 など）	不要
例外	担保提供関係書類（不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書 など）	必要
	遺産分割協議書（相続税・贈与税の特例における添付書類 など）	

（注） 上記の見直しによって押印が不要となる国税関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととされます。

適用時期

令和3年4月1日以後に提出する国税関係書類について適用されます。



法人会 令和3年度版 速報版

税制改正のあらまし

(一部抜粋)

I 法人税関係

1 中小企業の支援

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税率について、年800万円以下の所得に対する軽減税率の特例15%（本則19%）の適用期限が2年間延長されます。

【中小企業者等の法人税の本則税率と軽減税率】

対 象	本則税率		特例の税率
中小法人 (資本金1億円 以下の法人)	年800万円超の 所得金額	23.2%	—
	年800万円以下 の所得金額	19%	15%

適用時期
令和5年3月31日までに開始する事業年度まで適用期限が延長されます。

(2) 中小企業投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定機械装置等を取得等した場合に30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できる中小企業投資促進税制について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

- ① 対象となる指定事業に以下の事業を追加
 - イ 不動産業
 - ロ 物品賃貸業
 - ハ 料亭、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る）
 - ② 対象となる法人に商店街振興組合を追加
 - ③ 対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外
- なお、商業・サービス業等を営む中小企業者等を対象とした商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、中小企業投資促進税制に整理・統合された上で、適用期限（令和3年3月31日）の到来をもって廃止されます。

適用時期
令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

(3) 中小企業経営強化税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定経営力向上設備等を取得した場合に即時償却又は10%（資本金3,000万円超1億円以下は7%）の税額控除が適用できる中小企業経営強化税制について、対象に経営資源集約化設備（仮称）を追加した上で、適用期限が2年間延長されます。

適用時期
令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

(4) 中小企業における所得拡大促進税制の見直し及び延長

中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、所得拡大促進税制の要件について、従来の①雇用者給与等支給額が前年度を上回ること、②継続雇用者給与等支給額の1.5%以上増加という要件を雇用者給与等支給額の1.5%以上増加に見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

【中小企業における所得拡大促進税制の見直し】

	現行	改正案
要 件	① 雇用者給与等支給額（※1）：対前年度を上回ること ② 継続雇用者給与等支給額（※2）：対前年度増加率1.5%以上	・ 雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上
税額控除	・ 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ・ 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乗せ（合計25%） ・ 税額控除額は法人税額の20%を限度	・ 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ・ 雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乗せ（合計25%） ・ 税額控除額は法人税額の20%を限度

- ※1 雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。
- ※2 継続雇用者給与等支給額とは、継続雇用者（法人の適用年度及び前事業年度等の期間内の各月においてその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者として一定のもの）に対する適用年度の給与等の支給額をいいます。

適用時期
令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

2 産業競争力の強化

(1) デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設

デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、産業競争力強化法を改正し、同法に定める事業適応計画（仮称）に従って導入されるソフトウェア等に係る投資について、以下の税額控除又は特別償却ができる措置が創設されます。

【DX投資促進税制の概要】

対象設備	税額控除	又は 特別償却
ソフトウェア 繰延資産 機械装置 器具備品	3% (他社とのデータ連携に係るものは5%)	30%

- ※ 設備投資総額の上限：300億円
設備投資総額の下限：売上高比0.1%以上
税額控除の上限は、カーボンニュートラルに向けた税制措置と合わせて当期の法人税額の20%となります。

適用時期
産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間に、対象設備の取得等をした場合に適用されます。

(2) 研究開発税制の見直し及び延長

- ① 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の見直し
厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業について、2年間の時限措置として、税額控除上限が最大で30%（現行：25%）まで引き上げられます。また、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、控除率カーブを見直すとともに、控除率の下限が2%（現行：6%）に引き下げられます。
- ② 試験研究費の定義の見直し
研究開発税制の対象に、クラウド環境で提供するソフトウェアなどの自社利用ソフトウェアの製作に要した試験研究費が追加されます。

適用時期
①の改正は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。
②の改正は、令和3年4月1日以後に適用されます。

新会員紹介 (令和2年12月～令和3年2月入会)

所属支部	法人名	代表者	住 所	業 種
細 谷 戸 祭 支 部	(株)bis	越 石 直 子	宇都宮市山本2-18-20	食堂、レストラン
	増子建設(株)	増 子 博 昭	宇都宮市若草4-10-10 若松マンション102	土地売買業
	イトウ・テック(株)	東 城 武 司	宇都宮市戸祭4-1-30	農業用機械器具卸売業
	(株)ビーグルズ	石 川 颯	宇都宮市長岡町276	その他の畜産農業
	(有)栃木マリン	星 雅 樹	宇都宮市宝木町2-1093-21	スポーツ用品小売業
	(有)みやでんき	宮 下 崇	宇都宮市上戸祭4-13-5	一般電気工事業
	泰工業	杉 山 泰 利	宇都宮市長岡町1258-76	一般土木建築工事業
	整体院 楽座	鈴 木 睦 朗	宇都宮市下戸祭2-20-30	その他の療術業
	大和石材	佐々木 明	宇都宮市若草4-9-11	その他の小売業
	タイレストラン イサーン	人 見 ルンラ	宇都宮市下戸祭15-21 TSビル1F B	その他の専門料理店
マロニエ支部	日本アステル(株)	永 田 守	宇都宮市岩曽町1501-4	葬儀業
	(株)Cooking & Glow	金 原 恵 美	宇都宮市大曾5-3-16	野菜漬物製造業
	駒場建築	駒 場 明 公	宇都宮市海道町794-3	一般土木建築工事業
	ガレージオヌマ	小 沼 明	宇都宮市岩曽町884-5	自動車一般整備業
御 幸 平 出 支 部	(株)デュプラス	福 田 一 夫	宇都宮市上野町6066-10	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
	(宗)平出神社	江 部 幸 男	宇都宮市平出町3848	神社、神道教会
	渡 邊 保 洋	同 左	宇都宮市平出町3740-17 グランベルコート103	道路標識設置工事業
	STEINS;CREATE	荒 川 周 平	宇都宮市陽東3-25-2 サニープレイス桜ヶ丘302	コンサルティング
	オートリメッサアキ	穂 山 和 友	宇都宮市下平出町252-10	自動車一般整備業
	中華料理 やのめ	矢野目 尚 孝	宇都宮市御幸町189-15 栄マンション103	中華料理店
駅 東 支 部	(株)ハイクオリティ	金 克 彦	宇都宮市宿郷3-5-23	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
	(株)Luxas.Corporation	大 嶋 龍	宇都宮市平松本町336-2 メゾンドベル7 605号室	建築工事業
	(有)クリーム	山 口 伊津巳	宇都宮市元今泉3-20-16 大光ビル1F	食堂、レストラン
	モメント	林 宏 至	宇都宮市築瀬2-14-4	写真業
	ハツ木の丘動物病院	青 木 進 士	宇都宮市元今泉4-2-10 元今泉ハイタウン407	獣医業
石 井 横 田 支 部	(株)い志井noCOCORO	岡 山 克 彦	宇都宮市下栗町2303-18 日環ナイヴマンション106	食肉卸売業
	高田設備工業(株)	高 田 翔 太	宇都宮市下栗1-7-4 ニューエリール篠塚B 203号	一般管工事業
	(株)ヨシハル	清 水 栄 一	宇都宮市砂田町299-6	野菜卸売業
	(有)アドサム	川 原 勝三郎	宇都宮市上横田町183-2	化粧品卸売業
	(有)とちぎフレイベル	石 川 一 弥	宇都宮市下栗1-25-13	他に分類されない教育、学習支援業
	(有)幸希建設	稲 川 勲	宇都宮市石井町3413-63	一般土木建築工事業
	もり歯科クリニック	森 浩 之	宇都宮市下栗町968-1	歯科診療所
陽 南 幕 田 支 部	(株)やさしい手栃木中央	橋 本 一 則	宇都宮市兵庫塚3-29-7	介護老人保健施設
	(有)八千代商事	吉 田 豊	宇都宮市八千代2-2-18	不動産代理業・仲介業
	(有)加藤一級建築士事務所	加 藤 光 男	宇都宮市西川田町969-9	貸家業
さ くら 支 部	(株)あすかコンサルティング	並 木 正 裕	宇都宮市桜1-1-33	経営コンサルタント業
	(株)ヒューマンレゾナンス	福 田 タミ子	宇都宮市鶴田町3621-5	古紙卸売業
	(株)陽気	薄 葉 茂	宇都宮市西大寛2-1-21	介護老人保健施設
	(株)月のうさぎ	梨 元 伊佐夫	宇都宮市睦町9-27-710	その他の老人福祉・介護事業
	インテレクト(株)	加 藤 智	宇都宮市下砥上町453-2	新聞小売業

新会員紹介 (令和2年12月～令和3年2月入会)

所属支部	法人名	代表者	住 所	業 種
さくら支部	アールハーツ(有)	印 南 良 作	宇都宮市鶴田1-18-8	美容業
	(有)O Iビル	小 川 富美子	宇都宮市大寛2-7-6	不動産管理業
	(同)はっぴーらいふ	水 谷 領 佑	宇都宮市鶴田町186-10	通所・短期入所介護事業
	栗坪司法書士事務所	栗 坪 秀 樹	宇都宮市砥上町1140-1 サンハイツ砥上106	公証人役場、司法書士事務所
	さくら食堂	大 畑 耕 二	宇都宮市鶴田町781-4	食堂、レストラン
	イシツ	石 津 敏 明	宇都宮市桜3-3-12	建具小売業
西原花房支部	(株)エスコート	坂 本 光 司	宇都宮市滝の原1-2-6 サンダーオフィスII	ジュエリー製品小売業
	(株)極東通商	巻 嶋 貴 雄	宇都宮市京町11-1 マックスビルディング4F	その他の建築材料卸売業
	Gusto	佐 野 貴 之	宇都宮市菊水町11-20	食堂、レストラン
	青雲堂刀剣舗	鷺 谷 政 信	宇都宮市伝馬町4-28	他に分類されない修理業
	禅	高 木 伸 行	宇都宮市花房1-6-30 ミランダ1-202	食堂、レストラン
	亀和田 聡	同 左	宇都宮市菊水町9-14	その他の不動産賃貸業
清住塙田支部	CUBE(株)	レ ディン フォン	宇都宮市星が丘1-8-15	一般土木建築工事業
	(有)エスクライヴ	柏 崎 慎 悟	宇都宮市小幡2-3-24	公証人役場、司法書士事務所
	鈴木貴之税理士事務所	鈴 木 貴 之	宇都宮市清住1-3-44	税理士事務所
	阿部カメラ店	阿 部 好	宇都宮市小幡2-6-14	写真業
馬場宮園支部	(有)いわの	岩 野 修 一	宇都宮市曲師町5-3	その他の不動産賃貸業
	川島工業(有)	川 嶋 康 広	宇都宮市大通り5-3-16	左官工事業
中 央 支 部	商業支援組合(同)	南 木 徹	宇都宮市中央2-9-9	電力小売仲介業
北 支 部	(株)スローライフ	横 倉 順 一	宇都宮市下金井町587	その他の老人福祉・介護事業
	(株)T U設備工業	高 工 雄二郎	宇都宮市岩原町700-7	給排水・衛生設備工事業
	斎藤工業	斎 藤 祐 太	宇都宮市新里町丁1182-21	一般土木建築工事業
	そば処 石奈多	杉 山 宗 男	宇都宮市石那田町1101	そば・うどん店
清 原 支 部	東京ジャバラ(株)	大 塚 英 治	宇都宮市氷室町2642	その他の製造業
	大 塚 峰 男	同 左	宇都宮市上籠谷町1684-2	一般貨物自動車運送業
	youtec	岡 田 裕 介	宇都宮市上籠谷町3606-2	一般電気工事業
城 山 支 部	(株)チームハイフィールド	上 野 誠	宇都宮市下荒針町2678-885	自動車一般整備業
	(株)とちぎテラス	渡 辺 富 男	宇都宮市大谷町1249	広告業
	(有)坂東受注センター	加 藤 敏 郎	宇都宮市大谷町1160	旅行業者代理業
雀 宮 支 部	(株)ray	宇津江 貴 志	宇都宮市五代3-2-18	中古自動車小売業
	(宗)正光寺	西 村 慈 祐	宇都宮市雀の宮4-5-18	寺院、仏教教会
	はりがや中央クリニック	中 村 好 宏	宇都宮市針ヶ谷町472-7	無床診療所
河 内 支 部	ゆきのした(同)	横 倉 清 崇	宇都宮市上田原町950-38	その他の老人福祉・介護事業
	山澤工務店	山 澤 孝 吉	宇都宮市下岡本町2493-70	一般土木建築工事業
上 三 川 支 部	(株)ウェルネス・ケゴン	藤 沼 秀 光	河内郡上三川町梁347(藤沼医院内)	他に分類されない飲食品小売業
	スマイルモード(株)	石 川 誠	河内郡上三川町しらさぎ1-19-4	その他の障害者福祉事業
	(有)宝美	大 貫 千代吉	河内郡上三川町上蒲生2083	美容業
	ECCジュニア 上蒲生教室	茂 木 唱 子	河内郡上三川町上蒲生2353-4	学習塾
	ハイブリッジクラフト	高 橋 宏 章	河内郡上三川町西汗1658-14	自動車一般整備業
	猪瀬鉄筋	猪 瀬 久 夫	河内郡上三川町上三川1561	鉄筋工事業
上 河 内 支 部	leather star works	星 大 輔	宇都宮市上田町747-6	その他のなめし革製品製造業



株式会社 めん小町

[上河内支部]

代表取締役／根 岸 恵 助

□住所：宇都宮市金田町452-2 □TEL：028-674-8055
 □FAX：028-674-8056 □URL：https://menkomachi.com/
 □事業種：麺製造、販売、飲食

うどん、そば、ラーメンの麺を製造販売する弊社は、うどん
 で有名な群馬県館林市で創業し2001年この地で開業いたしました。
 うどんは良く捏ねグルテンを引き出し、そばは毎朝挽きたての粉
 を使って作ります。手間暇かけて作り、保存料、着色料を使用せず
 安全、安心して頂ける商品を心がけて努めております。

工場では製造直売だけではなく、イートインコーナーも設置。
 11：00～14：00平日はうどん。土日祭日はそばのみの営業と
 なります。近くにお越しの際は是非お立ち寄りください。



株式会社 山仁

[石井横田支部]

代表取締役社長／大 橋 健 一

□住所：宇都宮市川田町888-1
 □TEL：028-633-4821 □FAX：028-632-7189
 □URL：https://www.yamajin.com/ □事業種：酒類卸・小売

山仁（やまじん）は、1929年創業の、地元宇都宮で何世代も
 のお客様に親しまれてきた「馴染みの酒屋」です。その一方で、
 日本全国のお酒にこだわりを持つ飲食店様や個人のお客様、時
 には酒販店様、更には世界各国の輸入商社や料飲店様からもご
 注文、そしてご相談を頂く「実力の酒屋」でもあります。

店頭販売は9時から18時30分まで営業中。毎日の気軽な一本
 から、大切な日の特別な一本まで。1月1日を除く364日、栃
 木から全国に、山仁がお届けします。

企 業 紹 介



株式会社 とちぎテラス

[城山支部]

代表取締役／渡 辺 富 男

□住所：宇都宮市大谷町1249
 □TEL：028-678-2720 □FAX：028-678-2740
 □事業種：広告代理業・イベント企画

宇都宮市に1998年4月に創業、総合広告代理店としてお客様
 のご要望に応じた、広告、パンフレット、チラシ、ノベルティ、
 WEB、イベントなどをご提案させていただいております。

2020年9月に宇都宮市大谷町に移転いたしました。今後ま
 すお客様の知名度UP・集客力UPを図るため、広告効果を最
 大限活用したご提案をまいります。

お客様と共に発展できることが一番と信じ、地域に貢献し
 たいと願っております。

■営業時間 10：00～18：00

■定休日 土曜日・日曜日・祝日



有限会社 マルコ海苔店

[中央支部]

代表取締役／小 林 弘 治

□住所：宇都宮市河原町1-21
 □TEL：028-634-7757 □FAX：028-635-8799
 □事業種：卸・小売業

弊社は1971年に創業以来、宇都宮市河原町に店舗兼工場を構
 え、栃木県内のスーパー・百貨店を中心に海苔の販売をしてい
 ます。江戸前海苔（千葉県産）の海苔をメインに各産地の海苔
 を仕入れ、自社工場で焼き上げお客様に合わせて加工し納品し
 ています。また焼き立ての海苔の小売り販売も行っております
 ので、近くにお越しの際には是非お立ち寄り下さい。

下記のサイトでも購入できます。ご覧ください。

《マルコ海苔 ポンパレモール店》

https://store.ponparemall.com/maruko/

《マルコ海苔 楽天市場店》https://www.rakuten.co.jp/mrknr/



株式会社 第一木工 【マロニエ支部】

代表取締役／瓦 井 敏 夫

- 住所：宇都宮市川俣町84
 □TEL：028-662-1530 □FAX：028-662-1440
 □事業種：木製建具・家具工事業

1972年に創業し、地元の方々に支えられ50年を迎えられて本当にありがたい事です。

木製建具の需要が減っている現在、より一層お客様からお声が掛かるように日々精進して行く所存です。

今後とも宜しくお願い致します。



弁護士法人 宇都宮東法律事務所 【駅東支部】

代表社員弁護士／伊 藤 一 星

- 住所：宇都宮市城東1-3-20
 □TEL：028-612-6070 □FAX：028-612-6071
 □URL：https://utsunomiya-higashi.com □事業種：弁護士業

弁護士や法律事務所は本来どんなサービスよりも身近で気軽な存在でなくてはならない、そのような思いで2015年7月に当事務所は弁護士2名、スタッフ1名でスタートしました。設立後5年を経て、現在は弁護士6名と10名のスタッフが揃い、皆様のお悩みを徹底的にサポートいたします。地元密着型のネットワークを活かして、一つの法律事務所としてだけでなく、ワンストップサービスを提供できる宇都宮東口エリアのハブとしての役割も担い、地域の皆様の支えになっていきたいと考えています。ぜひ一度、お気軽にご相談ください。

企 業 紹 介



熊本株式会社 【清住埴田支部】

代表取締役／熊 本 勇 治

- 住所：宇都宮市松原2-7-35
 □TEL：028-612-5261 □FAX：028-612-5263
 □URL：https://ks-kumamoto.com □事業種：解体工事業

宇都宮市に事業体を置くKUMAMOTOは「環境に優しい解体工事」を目指し、プラント・工場から一戸建て住宅まで全ての解体工事に対応しています。

安全はもとより工事における法令遵守を徹底し、「解体する」だけでなく、現場・お客様・近隣の皆様・環境を守りながら大切な関係を繋いでいけるよう努めています。

栃木県解体工事業協会会員として業界の問題点の改善とイメージアップも図るべく、環境に優しい解体工法の導入とICT・IoTへの対応で、安心して暮らせる街づくりへの貢献と、若者が解体業に興味を持ち働く事に喜びを感じられる職場を目指して参ります。



お食事処 みやこ食堂 【陽南埴田支部】

代表／飯 塚 信 行

- 住所：宇都宮市江曾島本町23-1
 □TEL・FAX：028-658-3073
 □事業種：飲食業

昭和35年創業。昔ながらの家庭的な味を守り続け家族で営んでおり、昨年12月に60周年を迎えました。ボリューム満点のランチセットや家族連れにも嬉しい豊富なメニューがあり、夕飯のおかずにぴったりのテイクアウトメニューも用意しています。

宴会（20名様まで）に使用できるお座敷個室も用意しておりますのでぜひ予約してご利用ください。

■営業時間 11：30～15：00

17：00～22：00

■定休日 火曜日

青年部会

法人会版健康経営宣言書

先日、青年部会員に「法人会版健康経営宣言書」提出のお願いを郵送させていただきました。

こちらは、全国法人会総連合青年部会連絡協議会（全法連青連協）が主体となり、「財政健全化のための健康経営プロジェクト」推進として、「健康経営を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加」と「適切な医療利用による医療費の適正化」という2つの観点から、2040年に向けた目標を設定するとともに、これらの目標達成に資する継続した活動を行っていくこととしています。その活動のひとつとして、できることから取り組みを進めることとして行われている事業です。下記は、実際に提出されたものを抜粋して記載させていただきます。青年部会以外の企業様にもお役立ていただけたら幸いです。

■健康づくりの取組目標・取組内容

- 租税教育イベントなど楽しいイベントを企画し、部会員間の結束を高める。ジェネリックシールの利用推進を図る。
- 相互交流を通して信頼関係を育み、健康経営を会員企業に広げていく。
- 勉強会を通じて健康経営宣言を行う意義の解説及び情報提供をする。

- イベントや研修会を計画し、会員間の結束を高めボランティア活動などにも積極的に参加する。

■フィジカル

- 定期的に会員相互の交流を図ると共に健康増進を推し進める為にゴルフ大会及び定例会を開催する。

- 定期的にスポーツ交流会（ボウリング等）

- 会員企業の健康診断受診状況の確認
- 研修会など開始時にみんなで軽い運動。笑顔を絶やさない運動。交流会などで、ウォーキングの企画など

■メンタル

- 例会で講演会及び勉強会を行い会員相互の情報共有を行う。会員企業の現在の取り組みを報告してもらい自社での取り組みに反映させる。
- 勉強会において認定事業所のメンタルヘルス対策及び職場環境の改善の取り組みを紹介

- 総会や研修会後の懇親会等、定期的にコミュニケーションの場を設けることで会員同士の意思疎通を図り、風通しの良い単位会にする。

- 自己紹介カードを使った会員間のコミュニケーション機会の創出

■ソーシャル

- 小学生とその親を対象とした租税教育イベントの実施。ジェネリックシールの配布
- 夏休み親子税金探偵団：税知識の普及と納税意識の高揚を目的として、親子で学び、また、夏休みの一日を有意義に過ごしていただく。
- 世界自然遺産の自然保護・環境保

全活動の実施

- 例会をオープン例会とすることで、会員企業だけでなく、地域の企業様にもご参加いただき、地域への健康経営の投げかけと共に、法人会活動をアピールし、会員増強に繋げる。

租税教室

毎年、各支部と連携しながら租税教室活動に取り組んでいます。今年度は令和2年9月11日の篠井小学校を皮切りに令和3年1月15日の中央小学校までの計5つを青年部会メンバーにて担当させていただきました。

■講師を担当した細谷副部長のコメント

今回は陽南幕田支部管轄エリアの陽南小学校に講師として参加させていただきました。計3クラスを1クラスずつ担当ということで、教室に

で行わせていただきました。だいぶ慣れてきたのか時間配分やトークも自分なりにうまくできるようになったのは成長の証かもしれません。ただ、コロナ禍ということもあり、マスクをしての講師はなかなか辛いものがありました。また、税金が使われているのか否かのマクネットを、私はいつもグループ分けし、クイズ形式で黒板に貼らせたりするのですが、それができないので挙手にて分けていく形を取りました。しかし、飽きることなく児童たちは積極的に参加してくれて、良い子供たちで助かりました。先生にも参加していただきたくて無茶振りしていましたが、先生も笑いながら対応いただきクラス一体となって授業できたことを、この場をお借りして心より御礼申し上げます。



女性部会

フラワーアレンジメント研修会

令和2年12月11日(金)、法人会館にてフラワーアレンジメント研修会を開催しました。今回は「プリザーブド・アーティフィシャルフラワー」をミスティージーの相澤美知子講師にご指導いただきました。生花を特殊液に浸して水分を抜いた「プリザーブドフラワー」とアートフラワーを組み合わせたアレンジメントで、まず花や葉などを一つ一つワイヤリングし、フロラルテープで巻いて素材を作ります。それを彩りや全体の形を考えながらオアシスに刺していきます。ワイヤリングが難しかったが、参加者の皆さんで協力しながら完成することができました。



た。使用している素材は同じでも、それぞれに個性あふれる素敵な作品になりました。コロナ禍で気分転換が難しい中、花と向き合う時間は楽しく、癒しのひとときでした。(研修委員長 名村史絵)

「税に関する絵はがきコンクール」審査会

2月3日(水)、法人会館に於いて、女性部会正副部長、宇都宮税務署野田統括国税調査官、石原上席調査官。今回より宇都宮県税事務所所長賞が新たに加わり、小松原県税事務所課税部長、日高専務理事出席のもと審査会が開かれました。コロナ禍の中、18校348名の応募作品を審査致しました。テーマは、「税に関する絵」応募資格は、小学6年生対象です。審査は、税についての理解度、描写力、総合判断力、インパクトのある色使いなど評価表の審査基準に則り採点方式にて13作品を選びました。力作揃いの中、女性部会長賞が栃法連女性部会連絡協議会に出席されました。後日、入賞者には表彰状と副賞、応募者全員に参加賞を贈呈致しました。入賞作品は、宇都宮市役所、宇都宮税務署、足利銀行本店、栃木銀行本店、F K D宇都宮店、確定申告会場に掲示されました。

「税に関する絵はがきコンクール」栃法連女連協の審査会

栃木県女性部会連絡協議会8単位会から出展された「税に関する絵はがき」8作品の審査会は、コロナ禍の中、各単位会、宇都宮税務署、栃木県立美術館がそれぞれ採点し、その採点集計方式で行われました。宇都宮法人会女性部会からは鈴木部会長、中村副部会長、小杉副部会長の3名が審査に参加しました。採点の結果、氏家法人会の作品が県代表として関信越女性部会連絡協議会(局連)に出展され、更に局連でも氏家法人会の作品が第一位となり全法連女性部会連絡協議会に出展されました。(副部会長 小杉恵子)



審査会風景



御幸が原小にて表彰式



金賞

宇都宮市立陽東小学校
坂根 百合さん



宇都宮法人会長賞

宇都宮市立御幸が原小学校
佐瀬 うららさん



宇都宮県税事務所長賞

宇都宮市立陽南小学校
後藤 文さん



宇都宮税務署長賞

宇都宮市立見宝小学校
大垣 さくらさん



女性部会長賞

宇都宮市立峰小学校
手塚 恵音珠さん

受賞者
作品

絵はがき
コンクール

銅賞

宇都宮市立西が岡小学校
坂本 優香さん
宇都宮市立西が岡小学校
幸内 里彩さん

宇都宮市立豊郷中央小学校
床井 響明さん
宇都宮市立峰小学校
高石 一翔さん

宇都宮市立峰小学校
松浦 佳穂さん

銀賞

宇都宮市立国本中央小学校
綿貫 萌那さん
宇都宮市立御幸が原小学校
栗田 光さん

宇都宮市立西が岡小学校
岡澤 恋さん

宇都宮税務署からのお知らせ

事業者の方へ 消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から
登録申請書受付開始!

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

登録申請は、**e-Tax**をご利用いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。



制度導入までのスケジュール

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

登録申請書は、**令和3年10月1日**から提出が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、**令和5年3月31日**までに登録申請書を提出する必要があります。

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の
受付開始インボイス制度
の導入

インボイスってナニ?

- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。



電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書 (現行)>

～令和5年9月

<インボイス>

令和5年10月～

請求書	
〇〇株式会社	株式会社△△
●年■月分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛 肉 ※	5,400円
合 計	43,600円
(10%対象	22,000円)
(8%対象	21,600円)
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容（軽減対象税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書	
〇〇株式会社	株式会社△△ (T 1234...)
●年■月分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛 肉 ※	5,400円
合 計	43,600円
10%対象	22,000円 内税 2,000円
8%対象	21,600円 内税 1,600円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 税率ごとに区分した消費税額等

「インボイス制度」ってナニ?

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス（※）の保存等が必要となります。

（※） 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

e-Taxに
関する情報

e-Tax に関する詳しい情報は、e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問 (Q&A) などをお知らせしています。

インボイス制度に
関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】 **0120-205-553** (無料)
【受付時間】 9:00～17:00 (土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



税の百人一首 優秀作品

小学生の部 最優秀賞

国守るいしずえきずく大切さ

みんなで学ぼう税のありがた

宇都宮市立緑が丘小学校 六年三組 川上 華凜

小学生の部 租税教育推進協議会長賞

考えよう税のしくみや使い道

日本の未来を支えるために

上三川町立明治南小学校 六年一組 石崎 叶蒼

小学生の部 税務署長賞

その税はみんなのために使われる

豊かになる街店が未来

宇都宮市立田原西小学校 六年一組 奈良間 壮

中学生の部 優秀賞

工業国の我が国を支える歯車は

動く大人と動く税金

宇都宮市立清原中学校 二年二組 福田 琉晴

中学生の部 租税教育推進協議会長賞

音符という税金のもと作られる

明るい未来のみんなの楽譜

宇都宮短期大学附属中学校 三年一組 地神 羽菜

中学生の部 国税モニター会長賞

納税で世界が変わる第一歩

人を救えるチャンスの日常

上三川町立上三川中学校 二年三組 田崎 陽菜

社会人の部 優秀賞

コロナ禍の今こそ税の底力

支え合いから希望の明日へ

宇都宮市 青柳 婦美子

■主催 税の百人一首実行委員会

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を 令和3年4月15日(木)まで延長します

申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日(木)まで延長することといたしました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、次のとおり延長しております。

また、確定申告会場は3月16日以降は宇都宮税務署となります。

■申告期限・納付期限

税 目	当 初	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	
贈 与 税	令和3年3月15日(月)	

■振替日

税 目	当 初	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

広報誌

「宮MIYABITO
びと」

有料広告
掲載の
ご案内

年4回
4月、7月、
10月、1月
発行

■料金表

裏表紙

A4版	● 2段…………… 30,000 円
	● 1段…………… 20,000 円

中 面

A4版	● 1段…………… 10,000 円
	● 1/2段…………… 5,000 円



広告の申込・お問い合わせは

公益社団法人 宇都宮法人会

TEL 028-648-9466 FAX 028-648-9468

令和3年度「協会けんぽ」の保険料率のお知らせ

中小企業等で働く方やそのご家族が加入している健康保険「協会けんぽ栃木支部」の令和3年度の健康保険料率は現在の9.88%から9.87%へ引き下げとなります。また、介護保険料率は現在の1.79%から1.80%へ引き上げとなります。変更時期は、どちらも令和3年4月納付分からとなります。

◎詳しい内容は協会けんぽホームページにてご確認ください。

協会けんぽ 保険料率 令和3年 🔍 検索

協会けんぽ栃木支部 TEL 028-616-1692

税理士会

中小企業防災・ 減災投資促進税制 について

今回は、その「中小企業防災・減災投資促進税制」を詳しく見ていきます。

1 改正の概要

(1)「中小企業防災・減災投資促進税制」の対象者

令和5年3月31日までの2年間に自然災害等に対する防災・減災対策をとりまとめた「事業継続力強化計画」等の認定を受けた青色申告書を提出する中小企業者等。

(2) 支援措置

特別償却20%（投資を前倒す観点から3年目（令和5年4月1日以降）に取得する資産については18%）

(3) 対象資産

「事業継続力強化計画」等の認定を受けた日から1年以内に取得等する次の設備

① 機械及び装置

（金額100万円以上）

（例）自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄化装置、揚水ポンプ

（これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含みます）

② 器具及び備品

（金額30万円以上）

（例）感染症対策のために取得等をするサーモグラフィなど、自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するすべての設備

③ 建物付属設備

（例）自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、無停電電源装置（UPS）

（これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含みます）
なお、これまで対象設備であった火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッターは、延長後の本制度においては対象外となりました。

2 本制度を受けるための手続き

(1) 適用対象となる中小企業者等

この制度を受けることができる法人は、青色申告書を提出する資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であり、かつ中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する法人です。

(2) 事業継続力強化計画の作成

「事業継続力強化計画」とは、中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な事項を盛り込んだもので、将来的に行う災害対策などを記載するものです。本制度の適用を受けようとする事業者は、この「事業継続力強化計画」を作成し、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局に認定を申請します。

(3) 設備の取得

経済産業大臣の認定を受けた後、事業継続力強化計画に記載された設備を取得します。

(4) 税務申告

申告にあたっては、「対象設備の償却限度額の計算明細書」の添付が必要となります。

令和2年12月、令和3年度税制改正大綱が発表されました。令和元年東日本台風をはじめ、近年全国各地で頻発する自然災害に加え、令和2年には新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威をふるい、経済活動に深刻な影響を及ぼしています。中小企業においてはこれらの自然災害等への事前の備えを行うことがますます重要となっています。今回の税制改正ではこのような自然災害等に対する事前対策の強化に向けた設備投資を後押しするという趣旨で、従来からの「中小企業防災・減災投資促進税制」についてその対象となる設備を追加したうえで、適用期限が2年間延長されることとなりました。

医師が語る健康のお話

変形性関節症



Yoichi Houzumi

ほうずみ・よいち

日光市生まれ、宇都宮高校、北海道大学医学部卒業、昭和54年宇都宮市で開業、宇都宮市医師会役員を経て、宇都宮市医師会会長、栃木県医師会長、日本医師会副会長を歴任

医師 宝住 与一

変形性関節症とは、加齢によりその組織の劣化によって起る病気で、ある年齢以上の人で関節痛がある場合で、レントゲン写真上加齢による変化以外にない場合の病名です。基本的には加齢による変化によるものなので、若返りさせる以外に治す方法はありません。我々、整形外科医がする治療は、その劣化を出来るだけ遅らせるよう、投薬、適度な運動を指示する事だけです。劣化が進んで歩行が辛くなった時は、今までは対症療法以外にどうしようもなかったのですが、最近は医学が進歩して人工関節があり、これは、股関節、膝関節には大変良いと思われれます。殆どの人は、人工関節を挿入する迄進まないで済みますが、そうでない人は手術の時期が問題で、人工関節の寿命は約20年位と言われているので、代わりにどうしようもない場合は別ですが、60才以後にやることとが原則です。余り早期にやると万一その場所が骨折や感染した時は大変です。人工関節挿入

部に不都合が起り、再挿入が出来ない場合には、車椅子の生活を余儀なくされてしまいます。又、余り遅いと、思う程歩けなく、手術しただけの効果が、患者さんが満足できるほどでなくなる人が多いようです。

外傷、過度の負荷が原因で、膝部の靭帯や膝関節内部の半月板（クッションの役割を果たしている）損傷、関節内骨折等をした場合には膝部の劣化を促進するので、手術をした方が良い場合が多いですが、膝部の劣化は普通の人より早く進みます。

もともと膝関節にリウマチ等の病変がある場合とか、これもその人によってまちまちですが、膝部に過度の負荷がかかる時に関節炎を起こす場合は、それらも劣化を進めます。ただ、命に係わるものではないので、我慢でき対症療法で何とかなる場合が多いと思います。



宇都宮法人会 無料公開 インターネットセミナーのご案内

新セミナー続々掲載

宇都宮法人会

検索で検索いただけます

全セミナー約 550 講座以上

- 実務家
- 一般経営
- 法律
- 労務
- 税務・財務・経理
- 研修・人材育成
- 環境・高齢化
- 健康・ライフスタイル

ログインID: 0701
パスワード: 9466

- 政治経済
- 著名人
- パソコン研修
- 経営実務研修



新しく
なりました

会員の声

「家庭の日」に思う

皆様は栃木県が推奨する「家庭の日」をご存じでしょうか？「家庭は最も大切な家族のよりどころであり、子供が基本的な生活習慣や規範意識を身につけ、人格形成をする上で大きな役割を担う大切な場です。そこで、家族みんなが話し合う機会をできるだけ多く持つことにより、絆を深め、明るく楽しい家庭づくりを進めるきっかけとするために、栃木県では、毎月第3日曜日を家庭の日と定めています。」

—— 家庭の日より引用

栃木県の取り組みとして、栃木県立美術館、栃木県立博物館は子供料金が常時無料、子ども総合科学館や鬼怒グリーンパーク他多くの施設が家庭の日は子供料金無料になりますので是非ご利用ください。現状、県民になかなか広がりがないようです。

そんな状況をみて私は、数年前から家庭の日を意識して活動しています。個人的に2007年から年間2回開催している「キャンドル雷都とちぎ」というイベントがあり、当初は環境運動の一環として開催してきまし

たが、今は家族・仲間・弱者応援・国際交流を中心に内容も変化してきました。そんなイベントの中で「家庭の日」のチラシを配布、少しでも多くの方に「家庭の日」を知っていただきたい。今は核家族化が進み親は仕事、残業等で時間が取れず、子供達との時間がなかなか取れない環境にあるのではないかと思います。これからは家庭の日を意識して、毎月第3日曜日は家族との時間が持てるといいなと思います。また、法人会の会員さんは経営者ということもあり「家庭の日」をキーワードにサービス業、飲食店などでの家庭の日サービスなどを展開することにより、集客や売り上げにもプラスになるのではないかと思います。

私は5年前に妻を亡くして娘と2人暮らしですが、お陰様で孫を4人授かりこれからは独立した子供たちと孫も交えて楽しい「家庭の日」を過ごしたいと思います。

皆様も毎月第3日曜日は「家庭の日」ですので、是非これを機にお楽しみ、ご活用ください。すべてに感謝

城山支部 副支部長

矢古宇 栄次

2021年度 研修事業実施予定

※本部事業のみ掲載（開催月、内容は変更になることがあります）

新型コロナウイルス感染症予防対策により、内容は変更になることがあります。

開催月日	事業名	内容
4月	6日 人材育成研修	新入社員・若手社員ビジネスマナー研修
	7日 労務管理研修	社会保険・労働保険の仕組みと実務対策
	21日 税務研修会	宗教法人税法説明会
5月	12日 決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点／改正税法、消費税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
	13日	
	16日 フェスタmy宇都宮ブース出店	税の啓発、e-tax普及PR他
6月	4日 新設法人説明会	会社の誕生と税金／改正税法、源泉所得税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
	15日 第10回通常総会	会場／宇都宮東武ホテルグランデ
	23日 経理実務研修会	初級経理実務／一日でわかる経理の基本と実務
7月	労務管理セミナー	
8月	決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点／改正税法、消費税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
	パソコンセミナー	
	本部・支部・部会 合同懇談会	宇都宮税務署長講話
9月	インボイス制度 実務対応セミナー	インボイス制度の概要と電子インボイス制度導入にむけた実務対応
	時局講演会	講師未定

通 年	インターネットセミナー	一般経営、法律、労務、人材育成、健康、政治経済、著名人他セミナー数550講座以上
-----	-------------	--

開催月日	事業名	内 容
10月	7日 法人会全国大会	法人会全国大会岩手大会
	新設法人説明会	会社の誕生と税金／改正税法、源泉所得税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
	人材育成研修	仕事力がすぐに身につくセミナー／営業力パワーアップ研修
11月	16日 全法連女性部会	法人会全国女性フォーラム新潟大会
	26日 全法連青年部会	法人会全国青年の集い佐賀大会
	30日 国税局長講演会	関東信越国税局長
	決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点／改正税法、消費税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
	秋季講演会	講師未定
	法人税実務セミナー	
12月	年末調整説明会	源泉所得税年末調整事務手続き（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
	労務管理セミナー	
	新年賀詞交歓会	
1月	税の百人一首表彰式	税の百人一首実行委員会主催 応募作品／小・中・高・社会人
	新設法人説明会	会社の誕生と税金／改正税法、源泉所得税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
2月	役員県外視察研修	県外法人会との交流会（組織、研修、社会貢献他）
	人材育成研修	管理者・経営者の能力開発研修
	労務管理・法律セミナー	
3月	決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点／改正税法、消費税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）

随 時	とちぎ未来づくり財団・うつのみや文化創造財団主催事業等 会員優待チケット販売
-----	--